

議案第70号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 2月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事

由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。